

鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業実施要領

第1 対象事業

鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業費補助金交付要綱（平成28年3月11日付第201500183324号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定める鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業の実施については、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 定義

1 地域

この要領において「地域」とは、地縁のある1から数集落までの範囲とする。

2 基幹的農作業

この要領において「基幹的農作業」とは、水田の耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、病害虫防除、収穫、乾燥・調製等の農作業とする。

3 認定農業者

この要領において「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下、「基盤法」という。）第12条第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。

4 認定新規就農者

この要領において「認定新規就農者」とは、基盤法第14の4第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。

5 地域計画

この要領において「地域計画」とは、基盤法第19条第1項に規定する計画とする。

6 集落営農組織

この要領において「集落営農組織」とは、地域の水田で農業経営又は基幹的農作業に係る農業用機械の共同利用又は委託を受けて農作業を行い、地域内の水田（認定農業者または認定新規就農者が集積している水田を除く。）の過半を集積（経営面積、機械の共同利用面積及び作業受託面積）している組織とする。

7 スマート農機

この要領において「スマート農機」とは、農作業の負担軽減や技術伝承に資する農業機械・設備であり、原則として、農林水産省が作成した「スマート農業技術カタログ」、「農業新技術製品・サービス集」に掲載されているものとする。ただし、既に県内において実証試験が行われた技術の導入に必要な機械・設備についてはこの限りではない。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、地域計画に位置付けられている、または、事業実施年度内に地域計画に位置付けられる見込みであると市町村が認める個人農業者（認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員又は認定新規就農者を除く。以下同じ。）とする。ただし、集落営農組織の要件を満たさない同一市町村在住の個人農業者で構成する共同体（以下、「共同体」という。）についても、地域計画に位置付けられており、市町村長が同意した場合、実施主体として認める。

第4 事業の要件

本事業の要件は、次の項目を全て満たすものとする。

- （1）農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること。
- （2）主な農業機械（コンバイン等）の導入に当たっては、農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、農業機械導入計画書に定めた利用規模の下限を概ね満たすよう努め、その他の機械の導入に当たっても、概ね作業面積等に沿った能力の機械とし、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること。

第5 支援内容等

本事業の支援内容等は、水田農業の維持・発展に必要な農業用機械（スマート農機含む）の導入等を行うことができるものとする。ただし、次のものを除く。

- （１）軽トラック等の汎用性がある車両
- （２）農業用機械の導入にあつては、間接補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）が10万円未満のもの

第6 事業実施計画

実施主体は、事業実施計画を別紙様式1により策定し、補助金交付申請書に添付して市町村長へ提出するものとする。また、実施主体が事業実施年度内に地域計画に位置付けられる見込みであると市町村が認める個人農業者（以下「位置付け見込み農業者」という。）の場合にあつては、市町村が別紙様式3を作成し、補助金交付申請書に添付するものとし、実施主体が共同体の場合にあつては、実施主体は、別紙様式2を、補助金交付申請書に添付するものとする。

- 2 前項の提出を受けた市町村長はその内容について審査し、適当と認めた場合は、補助金交付申請書に添付して、所管の地方事務所の長に提出するものとする。なお、位置付け見込み農業者が地域計画に位置付けられた後は速やかに、確認できる書類の写しを所管の地方事務所の長に提出するものとする。

第7 その他

- （１）実施主体は、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとし、特に、機械、設備等を整備する場合は、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより契約業者を決定し、事業費の低減に努めるものとする。
- （２）この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月24日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月27日から施行し、令和7年度事業から適用する。